

令和 6 年
3 月高浜市議会定例会
議 案 書

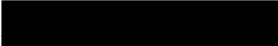
同意第 1 号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により議会の同意を求める。

令和 6 年 2 月 22 日提出

高浜市長 吉 岡 初 浩

- | | | | | |
|---|---|---|---------|--|
| 1 | 住 | 所 | 高浜市田戸町 |  |
| 2 | 氏 | 名 | 山 口 清 隆 | （ 6 5 歳 ） |

提案理由

この案は、固定資産評価審査委員会委員山口清隆氏が令和 6 年 3 月 31 日で任期満了となるので、再度選任するためであります。

同意第 2 号

教育委員会教育長の任命について

次の者を教育委員会教育長に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 6 年 2 月 2 2 日提出

高浜市長 吉 岡 初 浩

- 1 住 所 高浜市小池町 XXXXXXXXXX
- 2 氏 名 岡 本 竜 生 （ 6 0 歳 ）

提案理由

この案は、教育委員会教育長岡本竜生氏が令和 6 年 4 月 1 日で任期満了となるので、再度任命するためであります。

議案第 3 号

高浜市使用料及び手数料条例の一部改正について

次のとおり高浜市使用料及び手数料条例の一部を改正するものとする。

令和 6 年 2 月 2 2 日提出

高浜市長 吉 岡 初 浩

高浜市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例（案）

高浜市使用料及び手数料条例（昭和 3 9 年高浜町条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 5 中

「

戸籍の全部又は一部の記録事項証明手数料	1 通	4 5 0	同上	
除かれた戸籍の謄・抄本交付手数料（除かれた戸籍の全部又は一部の記録事項証明手数料）	1 通	7 5 0	同上	
戸籍に記載した事項に関する証明手数料	1 件	3 5 0	同上	
除かれた戸籍に記載した事項に関する証明手数料	1 件	4 5 0	同上	
戸籍法（昭和 2 2 年法律第 2 2 4 号）の規定に基づく届出若しくは申請の受理に関する証明手数料又は届書その他受理をした書類に記載した事項に関する証明手数料	1 通	3 5 0	同上	

を

上質紙を用いた婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理に関する証明手数料	1 通	1,400	同上	
戸籍法の規定に基づく届書その他受理した書類の閲覧手数料	1 件	350	同上	

」

「

戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明手数料	1 通	450	同上	
除籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明手数料	1 通	750	同上	
戸籍に記載した事項に関する証明手数料	1 件	350	同上	
除籍に記載した事項に関する証明手数料	1 件	450	同上	
戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料（電子情報処理組織を使用する方法で請求及び発行を行う場合並びに同一事項の戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書と同時に請求する場合を除く。）	1 件	400	同上	
除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料（電子情報処理組織を使用する方法で請求及び発行を行う場合並びに同一事項の除籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書と同時に請求する場合を除	1 件	700	同上	

に

く。)				
戸籍法（昭和２２年法律第２２４号）第４８条第１項の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明、同法第４８条第２項若しくは第１２６条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明又は同法第１２０条の６第１項の規定に基づく届書等情報の内容の証明手数料	１通	３５０	同上	
上質紙を用いた婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理に関する証明手数料	１通	１，４００	同上	
戸籍法第４８条第２項の規定に基づく届書その他市長の受理した書類の閲覧又は同法第１２０条の６第１項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものの閲覧手数料	１件	３５０	同上	

」

改める。

附 則

この条例は、令和６年３月１日から施行する。

提案理由

この案は、戸籍法、地方公共団体の手数料の標準に関する政令等の一部改正に伴い、戸籍／除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る手数料を新たに定めるほか、所要の規定の整備を行うためであります。

議案第 4 号

工事請負契約の変更について

次のとおり工事請負契約を変更するものとする。

令和 6 年 2 月 2 2 日提出

高浜市長 吉 岡 初 浩

- 1 契約の目的 高取小学校長寿命化改良工事並びに高取児童クラブ長寿命化改良工事及びみどり学園解体工事
- 2 契約の方法 一般競争入札（合併入札）
- 3 契約金額 変更前 10億9,131万0,000円（税込み）
変更後 11億2,525万6,000円（税込み）
 - （1）高取小学校長寿命化改良工事
変更前 10億3,255万9,000円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税相当額
9,386万9,000円）
変更後 10億6,650万5,000円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税相当額
9,695万5,000円）
 - （2）高取児童クラブ長寿命化改良工事及びみどり学園解体工事
5,875万1,000円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税相当額
534万1,000円）
- 4 契約の相手方 愛知県名古屋市中区栄二丁目15番6号
栗本建設工業株式会社 名古屋支店
執行役員支店長 吉 田 貴 之

提案理由

この案は、高取小学校長寿命化改良工事における資材及び労務単価等の変動による工事費の増に伴い、工事請負契約を変更するためであります。

議案第 5 号

高浜市税条例及び高浜市国民健康保険税条例の一部改正について

次のとおり高浜市税条例及び高浜市国民健康保険税条例の一部を改正するものとする。

令和 6 年 2 月 2 2 日提出

高浜市長 吉 岡 初 浩

高浜市税条例及び高浜市国民健康保険税条例の一部を
改正する条例（案）

（高浜市税条例の一部改正）

第 1 条 高浜市税条例（昭和 2 9 年高浜町条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 9 条第 2 項、第 6 5 条第 2 項、第 8 0 条第 2 項、第 8 1 条第 2 項及び第 3 項並びに第 1 0 2 条第 2 項中「前 7 日」を削る。

（高浜市国民健康保険税条例の一部改正）

第 2 条 高浜市国民健康保険税条例（昭和 3 4 年高浜町条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 5 条第 2 項中「前 7 日」を削る。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

この案は、市民税等及び国民健康保険税の減免に係る申請書の提出期限を緩和するためであります。

議案第 6 号

高浜市上水道事業給水条例等の一部改正について

次のとおり高浜市上水道事業給水条例等の一部を改正するものとする。

令和 6 年 2 月 2 2 日提出

高浜市長 吉 岡 初 浩

高浜市上水道事業給水条例等の一部を改正する条例（案）

（高浜市上水道事業給水条例の一部改正）

第 1 条 高浜市上水道事業給水条例（昭和 3 6 年高浜町条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 1 項及び第 3 7 条の 2 第 2 項ただし書中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

（高浜市水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

第 2 条 高浜市水道事業の設置等に関する条例（昭和 4 3 年高浜町条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「第 2 4 3 条の 2 の 2 第 8 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 8 項」に改める。

（高浜市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正）

第 3 条 高浜市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成 2 4 年高浜市条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 6 号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

この案は、地方自治法及び水道法の一部改正に伴い、所要の規定

の整備を行うためであります。

議案第 7 号

高浜市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

次のとおり高浜市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正するものとする。

令和 6 年 2 月 2 2 日提出

高浜市長 吉 岡 初 浩

高浜市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正
する条例（案）

高浜市下水道事業の設置等に関する条例（平成 3 0 年高浜市条例第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「第 2 4 3 条の 2 の 2 第 8 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

この案は、地方自治法の一部改正に伴い、条文の整備を行うためであります。

議案第 8 号

高浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

次のとおり高浜市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するものとする。

令和 6 年 2 月 2 2 日 提出

高浜市長 吉 岡 初 浩

高浜市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する 条例（案）

高浜市消防団員等公務災害補償条例（昭和 4 1 年高浜町条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 2 号中「8, 9 0 0 円」を「9, 1 0 0 円」に改める。

別表中「1 2, 4 4 0 円」を「1 2, 5 0 0 円」に、「1 3, 3 2 0 円」を「1 3, 3 5 0 円」に、「1 0, 6 7 0 円」を「1 0, 8 0 0 円」に、「1 1, 5 5 0 円」を「1 1, 6 5 0 円」に、「8, 9 0 0 円」を「9, 1 0 0 円」に、「9, 7 9 0 円」を「9, 9 5 0 円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 5 条第 2 項第 2 号及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

提案理由

この案は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、補償基礎額を改定するためであります。

議案第 9 号

高浜市空家等の適切な管理に関する条例の一部改正について

次のとおり高浜市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正するものとする。

令和 6 年 2 月 2 2 日 提出

高浜市長 吉 岡 初 浩

高浜市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正
する条例（案）

高浜市空家等の適切な管理に関する条例（令和 2 年高浜市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「、次の各号に掲げる」を「使用する」に、「当該各号に定めるところ」を「法において使用する用語の例」に改め、同条各号を削る。

第 3 条を削る。

第 4 条第 1 項を削り、同条第 2 項中「市は、」の次に「法第 4 条第 1 項に規定する責務のほか、」を、「市民等」の次に「（市内に居住し、若しくは滞在し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。以下同じ。）」を加え、同項を同条とする。

第 4 条を第 3 条とし、第 5 条を第 4 条とする。

第 6 条第 1 項中「第 7 条第 1 項」を「第 8 条第 1 項」に改め、同条第 2 項第 2 号中「次条第 1 項」を「次条第 2 項」に改め、同条を第 5 条とする。

第 7 条の見出し中「特定空家等」を「管理不全空家等及び特定空家等」に改め、同条第 2 項中「前項の」を「前 2 項に規定する」に改め、「当該」の次に「管理不全空家等及び」を加え、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項中「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置す

ることが不適切である」を「法第２条第２項に規定する」に改め、「（法第２条第２項に規定する特定空家等をいう。以下同じ。）」を削り、同項を同条第２項とし、同条に第１項として次の１項を加える。

市長は、空家等が法第１３条第１項に規定する状態にあると認めるときは、管理不全空家等に認定するものとする。

第７条を第６条とする。

第８条の見出し中「特定空家等」を「管理不全空家等及び特定空家等」に改め、同条中「前条第１項の」を「前条第２項に規定する」に、「第１４条」を「第２２条」に、「、助言若しくは指導、勧告、命令又は行政代執行若しくは略式代執行を行う」を「措置を講ずる」に改め、同条を同条第２項とし、同条に第１項として次の１項を加える。

市長は、前条第１項に規定する認定を受けた管理不全空家等に関し、法第１３条の定めるところにより措置を講ずることができる。

第８条を第７条とし、第９条を第８条とする。

附 則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

提案理由

この案は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うためであります。

議案第 10 号

高浜市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

次のとおり高浜市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正するものとする。

令和 6 年 2 月 22 日提出

高浜市長 吉 岡 初 浩

高浜市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例（案）

高浜市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和 37 年高浜町条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表中「457,000 円」を「462,000 円」に、「393,000 円」を「398,000 円」に、「367,000 円」を「371,000 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

この案は、高浜市議会の議員に係る議員報酬を改定するためであります。

議案第 1 1 号

高浜市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

次のとおり高浜市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正するものとする。

令和 6 年 2 月 2 2 日提出

高浜市長 吉 岡 初 浩

高浜市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）

高浜市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和 3 7 年高浜町条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「9 0 1, 0 0 0 円」を「9 1 2, 0 0 0 円」に、「7 4 9, 0 0 0 円」を「7 5 8, 0 0 0 円」に、「6 4 2, 0 0 0 円」を「6 6 0, 0 0 0 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

この案は、常勤特別職の職員に係る給料月額を改定するためであります。

議案第 1 2 号

高浜市コミュニティプラザの設置及び管理に関する条例の一部改正について

次のとおり高浜市コミュニティプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正するものとする。

令和 6 年 2 月 2 2 日提出

高浜市長 吉 岡 初 浩

高浜市コミュニティプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）

高浜市コミュニティプラザの設置及び管理に関する条例（平成 2 0 年高浜市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項の表高浜市南部ふれあいプラザの項中「談話室」の次に「、喫茶レストラン、パン工房棟」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
（高浜市使用料及び手数料条例の一部改正）
- 2 高浜市使用料及び手数料条例（昭和 3 9 年高浜町条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中

「

地域交流施設	事務管理室の一部	1 月	3 1 , 7 3 0	特定非営利活動法人たかはまスポーツクラブが継続的に利用する場合
--------	----------	-----	-------------	---------------------------------

を

」

「

地域交流施設	事務管理室の一部	1 月	3 1 , 7 3 0	特定非営利活動法人たかはまスポーツクラブが継続的に利用する場合
高浜市南部ふれあいプラザ	喫茶レストラン	1 月	5 4 , 8 3 0	光熱水費は、実費
	パン工房棟	1 月	1 7 , 8 7 0	

に

」

改める。

提案理由

この案は、高浜市南部ふれあいプラザについて、市長の許可を受けて利用する施設に喫茶レストラン及びパン工房棟を加えるためです。

議案第 13 号

高浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び高浜市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

次のとおり高浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び高浜市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正するものとする。

令和 6 年 2 月 22 日提出

高浜市長 吉 岡 初 浩

高浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び高浜市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（案）

（高浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第 1 条 高浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年高浜市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「及び退職手当」を「、勤勉手当及び退職手当」に、「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第 14 条の次に次の 1 条を加える。

（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第 14 条の 2 給与条例第 21 条の規定は、任期の定めが 6 月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。

第 22 条第 1 項中「この条」を「この条及び次条第 1 項」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第 22 条の 2 給与条例第 21 条の規定は、任期の定めが 6 月以

上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第2項第1号中「勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額」とあるのは「勤勉手当基礎額」と、同条第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して市長が規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。

（高浜市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第2条 高浜市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年高浜町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項第1号中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同項第2号中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

この案は、地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給するためであります。

議案第 14 号

高浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

次のとおり高浜市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものとする。

令和 6 年 2 月 22 日提出

高浜市長 吉 岡 初 浩

高浜市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）

高浜市の育児休業等に関する条例（平成 4 年高浜市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「（地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）」を削る。

第 8 条中「会計年度任用職員」を「地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

この案は、地方自治法の一部改正に伴い、育児休業をしている会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給の取扱いを変更するためであります。

議案第 15 号

高浜市介護サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

次のとおり高浜市介護サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例を制定するものとする。

令和 6 年 2 月 22 日提出

高浜市長 吉 岡 初 浩

高浜市介護サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（案）

目次

第 1 章 総則（第 1 条―第 3 条）

第 2 章 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等（第 4 条―第 8 条）

第 3 章 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準等（第 9 条―第 12 条）

第 4 章 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等（第 13 条―第 17 条）

第 5 章 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準等（第 18 条―第 22 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 47 条第 1 項第 1 号、第 59 条第 1 項第 1 号、第 78 条の 2 第 1 項及び第 4 項第 1 号（法第 78 条の 12 において読み替えて準用する法第 70 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。）、第 78 条の 2 の 2 第 1 項各号、第 78 条の 4 第 1 項及び第 2 項、第 79 条第 2 項第 1 号（法第 79 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。）、第 81 条第 1 項及び第 2

項、第 115 条の 12 第 2 項第 1 号（法第 115 条の 21 において読み替えて準用する法第 70 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。）、第 115 条の 14 第 1 項及び第 2 項、第 115 条の 22 第 2 項第 1 号（法第 115 条の 31 において読み替えて準用する法第 70 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。）並びに第 115 条の 24 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、介護サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

（用語）

第 2 条 この条例において使用する用語は、法及び介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）において使用する用語の例による。

（暴力団等の排除）

第 3 条 指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、基準該当居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者及び基準該当介護予防支援事業者は、その事業の運営について、暴力団（高浜市暴力団排除条例（平成 24 年高浜市条例第 4 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは当該暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者の支配を受けてはならない。

第 2 章 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等

（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における特別養護老人ホームの入所定員）

第 4 条 法第 78 条の 2 第 1 項（法第 78 条の 12 において読み替えて準用する法第 70 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。）の規定により条例で定める数は、29 人以下とする。

（指定地域密着型サービス事業の申請者の資格）

第 5 条 法第 78 条の 2 第 4 項第 1 号（法第 78 条の 12 において読み替えて準用する法第 70 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。）の規定により条例で定める者は、次のいずれにも該当するものとする。

（1） 法人又は病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る指定

の申請を行う場合に限る。) であること。

- (2) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者(以下これらを「暴力団関係者」という。)でないこと及び暴力団員又は暴力団関係者がその役員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第9条第21号ロに規定する役員をいう。以下同じ。)となっているものでないこと。

(指定地域密着型サービスの事業の基準)

第6条 法第78条の2の2第1項各号並びに第78条の4第1項及び第2項の規定により条例で定める基準は、次条及び第8条に定めるものを除くほか、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下この章において「省令」という。)に定めるとおりとする。

(指定地域密着型サービスの事業に係る記録の整備)

第7条 省令第3条の40第2項、第17条第2項、第36条第2項(第37条の3において準用する場合を含む。)、第40条の15第2項、第60条第2項、第87条第2項、第107条第2項、第128条第2項、第156条第2項(第169条において準用する場合を含む。)及び第181条第2項中「2年間」とあるのは「5年間」とする。

- 2 指定地域密着型サービス事業者は、前項に規定する省令に規定する記録のほか、介護報酬の請求及び受領に関する記録を整備し、当該報酬の受領の日から5年間保存しなければならない。

(指定小規模多機能型居宅介護事業者による連携)

第8条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、市、他の社会福祉施設等との相互支援・協力体制を事前に整備するよう努めるものとする。

第3章 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準等

(指定地域密着型介護予防サービス事業の申請者の資格)

第9条 法第115条の12第2項第1号(法第115条の21において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定により条例で定める者は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 法人であること。

(2) 暴力団関係者でないこと及び暴力団員又は暴力団関係者がその役員となっているものでないこと。

(指定地域密着型介護予防サービスの事業の基準)

第10条 法第115条の14第1項及び第2項の規定により条例で定める基準は、次条及び第12条に定めるものを除くほか、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下この章において「省令」という。）に定めるとおりする。

(指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る記録の整備)

第11条 省令第40条第2項、第63条第2項及び第84条第2項中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

2 指定地域密着型介護予防サービスの事業者は、前項に規定する省令に規定する記録のほか、介護報酬の請求及び受領に関する記録を整備し、当該報酬の受領の日から5年間保存しなければならない。

(非常災害対策)

第12条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、省令第30条に規定するもののほか、市、他の社会福祉施設等との相互支援・協力体制について事前に整備するよう努めるものとする。

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、省令第58条の2に規定するもののほか、市、他の社会福祉施設等との相互支援・協力体制について事前に整備するよう努めるものとする。

第4章 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等

(指定居宅介護支援事業の申請者の資格)

第13条 法第79条第2項第1号（法第79条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定により条例で定める者は、次のいずれにも該当するものとする。

(1) 法人であること。

(2) 暴力団関係者でないこと及び暴力団員又は暴力団関係者がその役員となっているものでないこと。

(指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準)

第14条 法第81条第1項及び第2項の規定により条例で定める

基準は、次条に定めるものを除くほか、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下この章において「省令」という。）に定めるとおりする。

（指定居宅介護支援の事業に係る記録の整備）

第15条 省令第29条第2項中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する省令に規定する記録のほか、指定居宅介護支援に要した費用の請求及び受領に係る記録を整備し、当該費用の受領の日から5年間保存しなければならない。

（準用）

第16条 前条の規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。

（基準該当居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準）

第17条 法第47条第1項第1号の条例で定めるものは、前条の規定により準用するものを除くほか、基準該当居宅介護支援の事業の人員及び運営に関し、省令に定めるとおりする。

第5章 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準等

（指定介護予防支援事業の申請者の資格）

第18条 法第115条の2第2項第1号（法第115条の31において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定により条例で定める者は、次のいずれにも該当するものとする。

（1） 法人であること。

（2） 暴力団関係者でないこと及び暴力団員又は暴力団関係者がその役員となっているものでないこと。

（指定介護予防支援の事業の人員及び運営に関する基準）

第19条 法第115条の2第1項及び第2項の規定により条例で定める基準は、次条に定めるものを除くほか、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下この章において「省令」という。）に定めるとおりする。

（指定介護予防支援の事業に係る記録の整備）

第 20 条 省令第 28 条第 2 項（省令第 32 条の規定により準用する場合を含む。）中「2 年間」とあるのは、「5 年間」とする。

2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する省令に規定する記録のほか、介護報酬及び指定介護予防支援に要した費用の請求及び受領に係る記録を整備し、当該費用の受領の日から 5 年間保存しなければならない。

（準用）

第 21 条 前条の規定は、基準該当介護予防支援の事業について準用する。

（基準該当介護予防支援の事業の人員及び運営に関する基準）

第 22 条 法第 59 条第 1 項第 1 号の条例で定めるものは、前条の規定により準用するものを除くほか、基準該当介護予防支援の事業の人員及び運営に関し、省令に定めるとおりとする。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（高浜市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例等の廃止）

第 2 条 次に掲げる条例は、廃止する。

（1） 高浜市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例

（平成 24 年高浜市条例第 31 号）

（2） 高浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年高浜市条例第 29 号）

（3） 高浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成 24 年高浜市条例第 30 号）

（4） 高浜市指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準を定める条例（平成 31 年高浜市条例第 13 号）

（5） 高浜市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成 31 年高浜市条例第 12 号）

（6） 高浜市指定介護予防支援事業者の指定に関する基準を定める条例（平成 27 年高浜市条例第 9 号）

- (7) 高浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成27年高浜市条例第7号）

提案理由

この案は、介護サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等について、暴力団等の排除等市が独自に規定するものを除き、省令によることとするためであります。

議案第 16 号

高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する
条例の一部改正について

次のとおり高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に
関する条例の一部を改正するものとする。

令和 6 年 2 月 22 日提出

高浜市長 吉 岡 初 浩

高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に
関する条例の一部を改正する条例（案）

高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例
（平成 12 年高浜市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 2 節 保険給付（第 8 条・第 9 条）」を「第 2 節 削
除」に改める。

第 2 章第 2 節を次のように改める。

第 2 節 削除

第 8 条及び第 9 条 削除

第 11 条第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6
年度から令和 8 年度まで」に改め、同項第 1 号中「3 万 1, 428
円」を「2 万 9, 830 円」に改め、同項第 2 号中「4 万 5, 39
6 円」を「4 万 3, 128 円」に改め、同項第 3 号中「4 万 8, 8
88 円」を「4 万 7, 081 円」に改め、同項第 4 号中「5 万 9,
364 円」を「6 万 1, 098 円」に改め、同項第 5 号中「6 万
9, 840 円」を「7 万 1, 880 円」に改め、同項第 6 号中「8
万 316 円」を「8 万 4, 099 円」に改め、同号イ中「又は第 1
6 号イ」を「、第 16 号イ、第 17 号イ、第 18 号イ又は第 19 号
イ」に改め、同項第 7 号中「8 万 3, 808 円」を「8 万 7, 69
3 円」に改め、同号イ中「又は第 16 号イ」を「、第 16 号イ、第
17 号イ、第 18 号イ又は第 19 号イ」に改め、同項第 8 号中「9
万 792 円」を「9 万 1, 287 円」に改め、同号ア中「210 万

円」を「130万円」に改め、同号イ中「又は第16号イ」を「、第16号イ、第17号イ、第18号イ又は第19号イ」に改め、同項第9号中「10万4,760円」を「9万3,444円」に改め、同号ア中「290万円」を「210万円」に改め、同号イ中「又は第16号イ」を「、第16号イ、第17号イ、第18号イ又は第19号イ」に改め、同項第10号中「11万1,744円」を「10万7,820円」に改め、同号ア中「320万円」を「290万円」に改め、同号イ中「又は第16号イ」を「、第16号イ、第17号イ、第18号イ又は第19号イ」に改め、同項第11号中「11万8,728円」を「11万5,008円」に改め、同号ア中「350万円」を「320万円」に改め、同号イ中「又は第16号イ」を「、第16号イ、第17号イ、第18号イ又は第19号イ」に改め、同項第12号中「12万2,220円」を「12万2,196円」に改め、同号ア中「500万円」を「350万円」に改め、同号イ中「又は第16号イ」を「、第16号イ、第17号イ、第18号イ又は第19号イ」に改め、同項第13号中「12万5,712円」を「12万9,384円」に改め、同号ア中「600万円」を「420万円」に改め、同号イ中「又は第16号イ」を「、第16号イ、第17号イ、第18号イ又は第19号イ」に改め、同項第14号中「12万9,204円」を「13万6,572円」に改め、同号ア中「700万円」を「520万円」に改め、同号イ中「又は第16号イ」を「、第16号イ、第17号イ、第18号イ又は第19号イ」に改め、同項第15号中「13万6,188円」を「15万948円」に改め、同号ア中「850万円」を「620万円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第17号イ、第18号イ又は第19号イ」に改め、同項第16号中「14万6,664円」を「16万5,324円」に改め、同号ア中「1,000万円」を「720万円」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「、次号イ、第18号イ又は第19号イ」を加え、同項第17号中「15万3,648円」を「19万4,076円」に改め、同号を同項第20号とし、同項第16号の次に次の3号を加える。

(17) 次のいずれかに該当する者 17万2,512円

ア 合計所得金額が850万円未満のものであり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。））、次号イ又は第19号イに該当する者を除く。）

(18) 次のいずれかに該当する者 17万9,700円

ア 合計所得金額が1,000万円未満のものであり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(19) 次のいずれかに該当する者 18万6,888円

ア 合計所得金額が1,500万円未満のものであり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第11条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「1万7,460円」を「1万7,610円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「1万7,460円」を「1万7,610円」に、「2万7,936円」を「2万8,752円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「1万7,460円」を「1万7,610円」に、「4万5,396円」を「4万6,722円」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（端数処理）

第11条の2 前条の規定により算定された当該年度における保険料の額に1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

第13条第3項中「又は第8号ロ」を「、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロ」に、「第8号まで」を「第12号まで」に改める。

第19条第2項中「前7日」を「（災害その他の特別な事情があると市長が認めた場合は、市長が別に定める日）」に、「支払に係る月の前々月の15日」を「支払日（災害その他の特別な事情があると市長が認めた場合は、市長が別に定める日）」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第11条の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

提案理由

この案は、令和6年度から令和8年度までの介護保険料率を定める等のためであります。